第1回 農林水産省TPP対策本部　議事要旨

日時：平成27年10月９日（金曜日）　13時10分～13時40分
場所：農林水産省 第1特別会議室
出席者：森山大臣、佐藤大臣政務官、事務次官、官房長、総括審議官、総括審議官（国際）、技術総括審議官、危機管理・政策評価審議官、統計部長、消費・安全局長、食料産業局長、生産局長、経営局長、農村振興局長、政策統括官、林野庁次長、水産庁長官、報道官、秘書課長、文書課長、予算課長、政策課長、広報評価課長、地方課長

概要：
（森山大臣）
　先程、ＴＰＰ総合対策本部において「総合的な政策対応に係る基本方針」が決定され、農林水産業に係る対応については、「農林水産業・地域の活力創造本部」において具体的な検討を進めることとされた。
　また、「農林水産業・地域の活力創造本部」においては、ＴＰＰによる新たな国際環境の下で、強くて豊かな農林水産業、美しく活力ある農山漁村を創り上げていくため、基本方針に沿って、強くて豊かな農林水産業、美しく活力ある農山漁村づくりに向けた体質強化対策、重要５品目等対策について、政府全体で責任を持って検討していくこととされた。
　ＴＰＰの影響に対する農林漁業者等の懸念と不安を払拭し、農林水産物の重要品目について、将来にわたって意欲ある農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、交渉で獲得した有効な措置と合わせて、基本方針に沿った具体的な対策を農林水産省が先頭に立って検討することが必要である。
　各局庁等の長を始め農林水産省の職員一丸となって、農家の皆様の不安な気持ちに寄り添いながら、生産者が安心して再生産に取り組むことができるよう、万全の対策の検討に当たっていただきたい。

（農林水産省TPP対策本部の設置について官房長から、TPP大筋合意の概要について総括審議官（国際）から、総合的な政策対応に関する基本方針について総括審議官から、それぞれ資料を説明。）

（森山大臣）
　大臣として、基本的なことを何点か申し上げたい。
　守るための対策というのではなく、攻めるために、今、守らなければならないものは対策として取り組む必要がある。そのことを十分理解いただきたい。
　各国の対日関税について、食品の輸出拡大の重点品目については、全て良い形で決着している。それをどのように伸ばしていくのか、しっかり考えていただきたい。
　ＴＰＰ対策は、バラマキになるのではないか、というご意見がある。ＵＲ対策は、評価すべきものもあるが、ご指摘を頂いた点もある。指摘を踏まえた上で、対策を考えていくべき。

（佐藤政務官）
　日本の農業におけるメリットをしっかり説明していくべき。

（以上）